

確 認 事 項

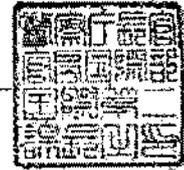
警察庁丁国二発第11号

法務省刑国第64号

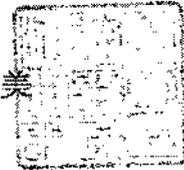
外条条第5号

平成16年2月18日

警察庁長官官房国際部
国際第二課長 栗 生 俊



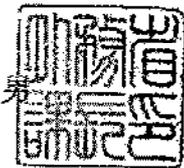
法務省刑事局
国際課長 岡 村 和 美



外務省北米局
北米第一課長 山 崎 和



外務省条約局
条約課長 秋 葉 剛



刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下「条約」という。）を第159回国会に提出するに当たり、我が国が条約上の請求国となる場合における警察庁及び法務省と外務省との間の関係について、警察庁、法務省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、条約に基づきアメリカ合衆国（以下「米国」という。）の中央当局に対し共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る在米国日本国大使館職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、当該共助の請求に当たり条約第4条2に従って米国の中央当局に通報する事項を、米国の中央当局に通報するに先立ち、外務省に通報するものとする。
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの共助の請求が外交関係に影響を及ぼし得ると認められるような場合には、警察庁及び法務省は、米国の中央当局に当該共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの共通の認識を有する。
3. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、警察庁及び法務省が行う共助の請求に係る支援その他の条約の実施に係る事務を速やかに行うものとする。